

じゅうようじこうせつめいしょ
重 要 事 項 説 明 書

しゃ かい ふく し ほう じん けい じん かい
社 会 福 祉 法 人 溪 仁 会

にしまるやまけいじゅえん
西円山敬樹園ホームヘルパーステーション

じゅうようじこうせつめいしょ
重 要 事 項 説 明 書

1 事業所の概要

事業所名	しゃかいふく しほうじんけいじんかいにしまるやまけいじゆえん 社会福祉法人溪仁会西円山敬樹園ホームヘルパーステーション		
所在地	さっぽろしちゆうおうくまるやまにしまち ちようめ ばん ごう 札幌市中央区円山西町4丁目3番20号		
障害福祉サービス 事業所番号	きょたくかい・じゆうじゆうどぼうしん 介護 どうこうえんご 居宅介護・重度訪問 介護 同行援護	0110100047	
管理者及び連絡先	し めい 氏 名	れん らく 連 絡	きき 先
	たけだ かおり 竹田 佳峰利	(011) 644-6110	
サービス提供地域	さっぽろしちゆうおうく にしく ていおく 札幌市中央区、西区、手稲区		

2 事業所の職員体制等

職 種	従事する業務	人 員
管 理 者	業務全般の管理	1名
サービス提供責任者	サービスの計画・調整	4名（常勤 4名）
サービス担当職員	サービスの担当	28名（常勤 5名 非常勤23名）
うち内訳	介護福祉士	22名（常勤 5名 非常勤17名）
	1級ヘルパー	1名（常勤 名 非常勤 1名）
	介護職員実務者研修	名（常勤 名 非常勤 名）
	2級ヘルパー	5名（非常勤 5名）
	同行援護 従 業 者（応用課程）	5名（常勤 4名 非常勤 1名）
	同行援護 従 業 者（一般課程）	5名（常勤 2名 非常勤 3名）
事 務 員		1名（常勤 1名・非常勤 名）

れいわ ねん がつ にちげんさい
令和 7年 4月 1日現在

3 営業時間

営 業 日	日曜日・年末年始（12月30日～1月3日）を除く毎日（その他応相談）
派遣営業時間	日中 8：00～20：00
事務局営業時間	月曜日～金曜日 8：45～17：45 （その他携帯電話にて対応）

4 運営の方針

事業所のホームヘルパーは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の介護給付費の支給決定を受けたご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行います。

5 サービスの内容

- (1) 障害福祉サービスによる「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」は、ご利用者の居宅においてホームヘルパーが入浴、排泄、食事の介護、その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護、相談及び援助、その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。
「入院時コミュニケーション支援」は、コミュニケーションが困難な重度障害のある方が入院した場合に、普段介助を行っているヘルパーを病院に派遣し、病院内でのコミュニケーション支援を行うサービスです。
- (2) 事業者は別紙の居宅(重度訪問・同行援護)介護計画、入院時コミュニケーション支援計画に沿って、計画的にサービスの提供をします。

6 サービス管理者等

- (1) サービスの管理者及びサービス提供の責任者は、次のとおりです
サービスについてのご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。
〈管理者〉
氏名： 竹田 佳峰利 連絡先(電話)：011-644-6110
〈サービス提供責任者〉
氏名： 連絡先(電話)：011-644-6110
- (2) サービスを提供する主なホームヘルパーは次のとおりです。なお、事業所の都合によりホームヘルパーを変更する場合は、サービス提供責任者等から事前に連絡します。
訪問するホームヘルパーの氏名

7 ご利用者負担金

- (1) ご利用者の方からいただくご利用者負担金は下記のとおりです。
- (2) ご利用者負担金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の法定利用料に基づく金額です。
- (3) 障害福祉サービス外のサービスとなる場合(サービスの一部が制度上の支給限度額を越える場合を含む)には、全額自己負担となります。制度外サービスをご利用の際は別途契約が必要となります。
- (4) ご利用者負担金は月ごとの支払いとし、サービス実施月の翌月27日にご指定の金融機関の口座から引落します。
- (5) ご利用者負担金は、法定代理受領(現物給付)の場合については、(算定単位+法定加算)×地域分加算(10.18円)×月の利用回数を利用料(10割)とし、ご利用者負担割合に応じて請求します。(通常1割負担です。利用者負担上限月額等個別の事由がある場合は各々に応じた負担割合となります。)

(注1) 法定加算について

- ① 夜間・早朝(18時から22時、6時から8時)は加算となります。
- ② 深夜(22時～6時)は加算となります。
- ③ 地域区分加算は札幌市の場合、1.8%加算となります。
- ④ 2人派遣の場合は2倍の料金を頂くことになります。
- ⑤ 事業所が特定事業所となった場合は、法律に定める加算が適用されます。
居宅介護・同行援護は特定事業所加算Ⅱ(10%増)となります。
- ⑥ サービス実施地域以外の中山間地域等にサービスを提供する場合、所定単位数の15%が加算されます。
- ⑦ 初回サービス開始時に、200単位(1ヶ月)加算されます。
- ⑧ 緊急時に対応した場合、1回につき100単位(月に2回まで)加算されます。
- ⑨ 福祉専門職員等連携加算として、利用者に対して、サービス提供責任者が、サービス事業所、指定

障害者支援施設、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理士、理学療法士
その他国家資格を有する者（作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等）に同行して利用者の居宅
を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同で行い、かつ、居宅介護計画
を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づき居宅介護を行っ
たときは、初回の居宅介護が行われた日から起算して 90日間の間3回を限度として、1回につき
564単位/日を加算する。

- ⑩ 同行援護における障害支援区分の以下のイに該当する者に同行援護を行う場合は、所定単位数の
100分の 20 に相当する単位数を加算し、ロに該当する者に同行援護を行う場合は、所定単位数の
100分の 40 に相当する単位数を加算する。

イ 障害支援区分3（障がい児にあっては、これに相当する支援の度合）の者。

ロ 障害支援区分4以上（障がい児にあっては、これに相当する支援の度合）の者。

- ⑪ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰとして、居宅介護・同行援護は 41.7%・重度訪問介護は 32.8%が
加算されます。

（注2）法定減算

同一建物等の利用者等に提供した場合以下のイ又はハの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の
10%を減算する。ロの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の 15%を減算する。

イ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（ロ及びハに該当す
る場合を除く）

ロ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住す
る利用者の人数が 1月あたり 50人以上の場合）

ハ 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が 1月あたり 20
人以上の場合）

（注3）交通費は、事業者の通常のサービス地域を越える場合にのみ必要となります。（公共の交通機関
を利用した際の実費相当額を負担していただきます。加算をした場合は必要ありません。）

キャンセル料

急な入院など、やむをえない事情によりキャンセルされる場合以外のキャンセルについては、
下記の料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡ください。

- サービスご利用の前日まで 無料
- サービスご利用の当日 2,000円
- サービスご利用の当日ヘルパーが訪問した上で、空戻りになった場合（留守等）
2,000円+実費交通費

8 虐待防止について

（虐待防止のための措置、身体拘束等の適正化のための措置）

障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、「障害者（児）施設における虐待防止について」（平成
17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取り扱
いをするとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止検討委員会・身体拘束適正化委員会（以下虐待防止検討委員会）を設置し、一体的に運
用し虐待防止並びに身体拘束適正化等に関する責任者を選定する。
虐待防止・身体拘束適正化責任者 管理者 竹田 佳峰利
- ② 虐待防止委員会は職員に対して虐待の防止の指針策定、虐待の防止の研修、身体拘束等の
適正化のための指針策定、身体拘束等の適正化の研修、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した

際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本委員会は抑制廃止委員会と一体的に年2回以上(必要に応じて随時)行うものとする。また、場合においては必要に応じ法人本部や法人施設、専門機関の参加を可能とし、オンラインでの会議を行う場合がある。

- ③ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案発生の原因と再発防止策について速やかに虐待防止委員会にて協議し、その検討内容について職員へ周知するとともに市町村関係者に報告を行い、再発防止に努める。
- ④ 成年後見制度の利用を支援する。
- ⑤ 苦情解決体制を整備する。
- ⑥ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修、身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施する

9 サービスに関する苦情相談窓口および処理体制・手順

当事業所が行う居宅介護についてのご相談ご苦情を下記窓口にて承ります。

＜ご利用者ご相談窓口＞

社会福祉法人溪仁会西円山敬樹園ホームヘルプステーション 担当：竹田 佳峰利

苦情解決責任者 一柳 規雄(園長)

・電話の場合 011-644-6110 FAXの場合011-644-1028

・面談の場合 住所 札幌市中央区円山西町4丁目3番20号

(1) 円滑かつ迅速に苦情を解決するための処理体制・手順

- 1、ご利用者から苦情を受けた場合は、直ちに「苦情・事故受付処理簿」に内容を記載し、管理者に報告します。
- 2、管理者は苦情内容を確認し、内部により即時対応できる場合は迅速に処理を行ないます。
- 3、訪問時の事故(身体的事故・利用者の所有物損傷等)の場合は、直ちに適切な医療措置、事故処理を行い、管理者に報告します。
- 4、管理者は利用者宅を訪問するなどして事故の内容を確認し、医療的措置等への連絡等の処理を行ないます。また内容に応じ、担当する区担当窓口への連絡を行ないます。
- 5、受け付けた苦情、対応した事故については、直ちに管理者の主催による検討会議を行ないます。検討会議の結果を受け、翌日までには必ず具体的な対応を行ないます。対応の内容は状況に応じて、利用者等に対して、①十分な説明、②管理者による謝罪、③再発防止策の文章による提示、④損害賠償、⑤その他等を行ないます。なお、賠償関係の発生が予期されるものについては、管理者は即座に顧問弁護士等と連絡をとります。
- 6、対応後、記録を利用者台帳、苦情・事故受付処理簿に記載し、再発防止に役立てます。

(2) 具体的な対応方針

- 1、ご利用者からの苦情には迅速かつ適切に対応します。
- 2、ご利用者の苦情に関して、市町村等から質問、調査がある場合は協力するとともに、指導・助言がある場合には必要な改善を行ないます。
- 3、ご利用者からの苦情が少なくなるようなサービスの向上に努めます。
- 4、当方の責にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。

- (3) 当事業所以外に、市役所・区役所等の相談・苦情窓口、および当法人の第三者委員に苦情を伝えることができます。

1	北海道保健福祉部福祉局	011-231-4111 (施設運営指導課)
2	中央区役所	011-231-2400 (保健福祉課)
3	手稲区役所	011-681-2400 (保健福祉課)
4	西区役所	011-641-2400 (保健福祉課)
5	北海道福祉サービス運営適正化委員会	011-204-6310 (苦情処理担当)
6	高齢者・障がい者生活あんしん支援センター	011-632-0550
7	奥田 龍人 (NPO法人シーズネット理事長)	011-717-6001 (第三者委員)
8	大能 文昭 (中央区社会福祉協議会)	011-281-6113 (第三者委員)

10 第三者評価の実施の有無

当法人は第三者評価を実施しておりません。

11 個人情報保護

- (1) 事業所は、個人情報の取扱いにあたり「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、利用者及びその家族に関する情報を適正に保護します。
- (2) 事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報について、利用者又は、第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後においてもその秘密を保持します。
- (3) あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得た場合は、前項の規程にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。別紙「個人情報使用同意書、裏面：通常業務で想定される個人情報の利用目的」によって定めます。
- (4) 事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、在職中は元より、職員の退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とし担保します。
- (5) 個人情報に関する苦情の申立てや相談があった場合は、上記8「サービスに関する苦情相談窓口および処理体制・手順」の規程を一部準用し迅速かつ適切な処理に努めます。
- なお、当事業所以外の主な相談窓口は次のとおりです。

1	北海道総務部法制文書課行政情報センター	011-231-4111
2	札幌市総務局行政部行政情報課	011-211-2132
3	札幌市消費者センター	011-211-2245
4	国民生活センター	03-5475-3711

12 サービスご利用にあたっての禁止事項について

- (1) 職員に対する暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為

○パワーハラスメント例

- ・物を投げつける、叩く、蹴る、手を払いのける、唾を吐く、服を引きちぎる
- ・怒鳴る、奇声、大声、恫喝、威圧的な態度、理不尽な要求等

○セクシャルハラスメント例

- ・必要もなく身体を触る、ヌード写真を見せる、性的な話をする、手を握る 等

(3) 無断で職員の写真や動画を撮影すること、また、無断で録音等を行うこと。

(4) その他前号に準ずる行為。

ハラスメント行為により、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合サービス中止や契約を解除する場合があります。

1.3 緊急時及び事故発生時の対処方法

(1) 緊急時及び事故発生時にあっては、緊急対応の上、ご利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡いたします。

(2) 当事業者の提供する障害者福祉サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。
加入している損害保険 あいおい損保株式会社

1.4 その他

(1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

① ホームヘルパーは、医療行為・年金の管理や金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください（家事援助として行う買物等に伴う少額の金銭の取り扱いは可能です）。

② ホームヘルパーは、障害福祉サービス上、ご利用者の入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うこととされており、同居家族に対するホームヘルプサービスは禁止されております。家族の方の食事準備など、それ以外の業務については障害福祉サービス外のサービスとなりますので、ご了承ください。制度外サービスをご利用の際は別途契約が必要となります。

③ ホームヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

上記の重要事項説明確認および同意を証するため、本書2通を作成し、ご利用者、事業者が記名又

は記名押印の上、1通ずつ保有する。

ご利用者	わたしは、重要事項について、社会福祉法人溪仁会西円山敬樹園ホームヘルパーステーションより説明を受け、内容を確認しました。私はこの重要事項で確認する障害福祉サービスの利用を申し込みます。			
	住 所	〒 —		
	氏 名	印		
	電話番号	() —	FAX	() —

代理人又は立会人	(代理人の場合) 私は、本人に代わり、上記記名を行いました。私は、本人の意思確認しました。 (立会人の場合) 私は、以上の重要事項の内容について説明を受け、内容を確認しました。			
	本人との関係		(代理人の場合記名代行の理由	
	住 所	〒 —		
	氏 名	印		
	電話番号	() —	FAX	() —

事業者	当事業所は指定障害福祉サービス事業者として以上の重要事項等についてご利用者へ説明しました。当事業所は、ご利用者の申し込みを受託し、この重要事項に定めるサービスを誠実に責任をもって行います。			
	住 所	〒064-0944 さっぽろしちゅうおうくまるやまにしまち ちようめ ばん ごう 札幌市中央区円山西町4丁目3番20号		
	名 称	しゃかいふくしほうじんけいじんかいにしまるやまけいじゅえん 社会福祉法人溪仁会西円山敬樹園ホームヘルパーステーション		
	管理者	ただ た か お り 印 竹 田 佳 峰 利		
	説明者	印		
	電話番号	(011) 644-6110	FAX	(011) 644-1028

代理人を選任した場合は、代理人の記名をする。

立会人には、本人とともに重要事項を確認し、緊急時などにご利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、なんら法的な義務等を負うものではありません。